

支援のながれ (イメージ)



ご利用方法

相談は予約制です。まずは下記までお問い合わせください!

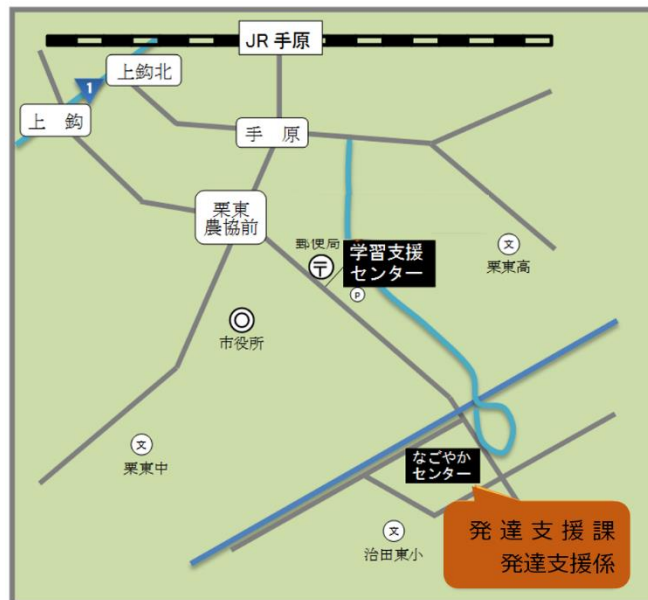
電話番号

077-554-6152

栗東市総合福祉保健(なごやか)センター内

栗東市発達支援課

アクセスマップ



〒520-3015

滋賀県栗東市安養寺 190 番地

栗東市総合福祉保健(なごやか)センター内

電話:077-554-6152

FAX:077-554-6153

Email:hattatsu@city.ritto.lg.jp

ライフステージに応じた切れ目のない支援!

栗東市発達支援課

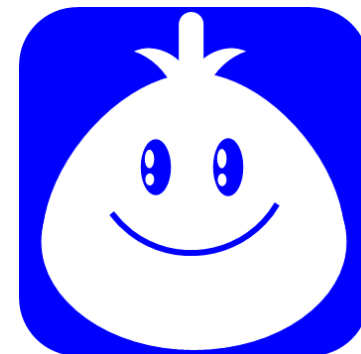
<発達支援係のご案内>

栗東市では、発達に支援を要する人や家族に対して、幼児期・学齢期を通して一貫した切れ目のない支援を実施するため、また、教育・福祉・保健・医療などの関係機関と連携しながら発達を支えていく体制を作っていくために、平成22年、「発達支援室」を設置いたしました。

令和2年度からは「発達支援課」として、関係機関と連携しながら、子どもから成人の方の相談をお受けしています。

栗東市発達支援課 発達支援係の事業

- 子どもの発達に関する相談
- 発達障がいについての相談
- 発達障がいに関する研修や啓発



令和8年4月改訂

By 栗東市発達支援課

発達支援課がめざすもの

- ◆ 発達支援課では、発達に支援を要する方(下記)が地域において安心して生活するため、ご本人、ご家族、および関わる皆様からのご相談をお受けしています。
- ◆ また、教育や福祉、保健、医療、労働などさまざまな関係機関と連携し、ライフステージに合わせた切れ目のない相談・支援を行います。

<発達に支援を要する方とは>

- ◇ 発達上の特性(脳機能のタイプ・得意な部分と不得意な部分のアンバランスさ)があると考えられる方
- ◇ 現在、発達上の特性によって、社会参加や日常生活においてお困りの方(生活をする上で苦労がある／周囲の人とうまく関わりづらいなど)

※必ずしも「発達特性がある＝診断がつく＝発達障がい」ではありません。生活をしていく上での苦労を減らす手立てを医学的な専門家と一緒に考えていくことが重要と考えられる場合、また、必要なサービスを使っていく場合に、医師の診断が必要となることはあります。



発達相談事業

- ◆ 心理・教育の専門職が相談をお受けします。
- ◆ 必要に応じて、発達検査や心理検査を行い、本人の状態を把握しながら、どのような支援が重要か一緒に考えていきます。
- ◆ 保育・教育に関わる相談では、基本的に、幼稚園や保育園、こども園、小・中・高等学校などと連携して支援を進めていきます。

相談内容

- ・ 子どもの発達に関して、家庭や園、学校などで困っていることや不安なことについての相談※3歳半健診までのお子さまの相談は、こども家庭センター(母子保健係077-558-8670)で受け付けます。
- ・ 発達障がいについての相談

開室時間

月曜日から金曜日の 8:30~17:15
(土・日・祝日、12/29~1/3 は休業)

相談方法

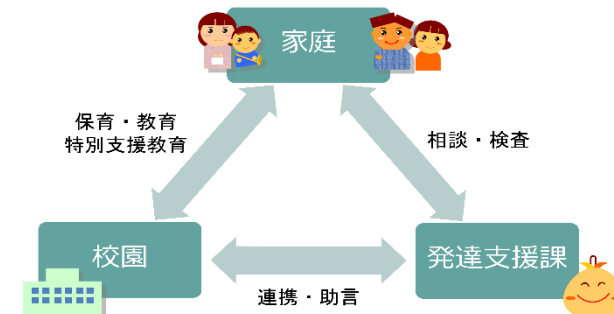
- ①電話相談
…お電話でご相談いただけます。
077-554-6152(直通)
- ②来所相談
…なごやかセンターにお越しいただき、直接お会いしてご相談いただけます。
まずはお電話でご予約ください。
- ③訪問相談
…相談員が、ご本人が通われている学校や園などの関係機関を訪問し、ご相談いただけます。

巡回支援

- ◆ 栗東市発達支援課の巡回支援専門員が、市内の幼稚園や保育園、こども園、学童保育所などを訪問します。
- ◆ お子さまの活動の様子を観察や、発達相談(・検査)を通して、効果的な支援の方法や子育てについて、保護者や園の支援者に助言します。

申込方法

通われている園の担任、または支援担当の先生を通じてお申し込み下さい。



保護者向け研修会

- ◆ 発達支援課で相談を受けた保護者の方(お子さまの学年:概ね4歳児~小学校6年)を対象として、ペアレント・トレーニング講座を実施しています。
- ◆ この講座は、保護者が子どもの行動を観察し、具体的な対応を学ぶことにより、子どもの持つ特性を理解することや、日常生活をより穏やかに送ることを、サポートするものです。
- ◆ 詳しくは、お問い合わせください。